

開発許可制度事務ハンドブック

7

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例
(令和7年5月26日条例廃止)

県土整備部

建築開発課

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例（令和7年5月26日廃止）

- 7-1 三重県宅地開発事業の基準に関する条例・・・・・・・・・・7- 1
- 7-2 三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則・・・・・・・・・・7- 7
- 7-3 申請様式・・・・・・・・・・7-13

（参考）事務処理市（津市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市）における取扱いについて

当該条例に関する権限は、平成19年度に津市及び鈴鹿市に、平成27年度に桑名市に、令和2年度に松阪市に移譲しましたが、これらの市における取扱いについては、以下のとおりとなります。

- (1) これらの市については、当該章にて掲載する県の条例及び規則が適用されるものであること。
- (2) 但し、以下の点には留意が必要である。

ア 完了公告を登載する公報に関する特例（規則第16条参照）

イ 提出部数の特例（規則第16条参照）

ウ 手数料については、第15条に掲げる額の適用がなく、各市の定める手数料条例の額による。

エ 様式中、「三重県知事 宛て」とあるのは「〇〇市長 宛て」と読み替える。

（参考）三重県宅地開発事業の基準に関する条例の廃止について

三重県では、令和7年5月26日から宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等の運用を開始しました。住宅地等建築物目的の盛土等造成行為に対して、構造基準、排水基準など、三重県宅地開発事業の基準に関する条例（宅開条例）との二重の規制適用が生じるため、三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例（令和7年三重県条例第33号）により、宅開条例を廃止しました。

また、同日に、三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則を廃止する規則（令和7年三重県規則第41号）により、三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則を廃止しました。

なお、令和7年5月26日より前に宅開条例による確認を受け、工事着工済みの物件は工事完了まで、経過措置により、従前の宅開条例と同様の事務処理が必要となります。

7-1 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

(昭和47年10月6日三重県条例第41号)

[沿革] 昭和50年10月3日三重県条例第36号、53年10月6日第33号、56年9月25日第31号、60年3月29日第18号、63年6月30日第25号、平成3年6月29日第20号、4年3月27日第22号、6年7月1日第38号、8年3月27日第1号、9年7月1日第55号、13年7月3日第60号、16年10月19日第68号、17年10月21日第67号、19年7月4日第57号、23年10月20日第40号、30年3月22日第29号、令和5年3月20日第15号改正、7年5月26日第33号廃止

(目的)

第1条 この条例は、宅地開発事業の施行に関し必要な基準等を定めて、その適正な施行を確保し、もって開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健康的かつ安全な生活環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地開発事業 主として建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築の用に供する目的で一団の土地について行なう土地の区画形質の変更に關する事業をいう。
- 二 開発区域 宅地開発事業を行う一団の土地の区域をいう。
- 三 事業主 宅地開発事業に係る工事(以下「工事」という。)の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずから工事をする者をいう。
- 四 工事施行者 工事の請負人(下請人を含む。以下同じ。)又は請負契約によらないでみずから工事をする者をいう。

(適用の除外)

第3条 この条例の規定は、次に掲げる宅地開発事業については、適用しない。

- 一 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定により指定された都市計画区域内又は同法第5条の2の規定により指定された準都市計画区域内における宅地開発事業
- 二 0.3ha未満又は1ha以上の一団の土地について行う宅地開発事業
- 三 都市計画法第29条第1項第三号、第四号及び第九号から第十一号まで並びに同条第2項第一号に掲げる開発行為に該当する宅地開発事業

(事業主の責務)

第4条 この条例で定める基準は、開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健康的かつ安全な生活環境の整備を図るため必要な最低のものであるから、事業主は、災害の防止のため万全の措置を講ずるとともに、より健康的かつ安全な生活環境の整備を図るため、県及び市町が定める土地利用に関する計画その他の施策と調和させる等最大の努力をはらわなければならない。

(設計の基準)

第5条 事業主は、工事の設計(以下「設計」という。)を定めるにあたっては、別表第1に定める設計基準(以下「基準」という。)に適合するようにしなければならない。

(設計の確認)

第6条 事業主は、工事を施行し、又は施行させようとするときは、当該工事に着手する前にその設計が基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

- 2 国、県若しくは市町又は県若しくは市町がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合若しくは港務局その他規則に定める法人(以下「国等」という。)が施行する工事については、前項の規定にかかわらず、知事と当該国等の長との協議が成立することをもって同項の確認があったものとみなす。

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

3 知事は、第1項の確認にあたっては、開発区域の所在する市町の長の意見をきかなければならない。

(確認の申請等)

第7条 前条第1項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める図書を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模
- 三 開発区域内において予定される建築物（以下「予定建築物」という。）の用途
- 四 設計
- 五 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築の用に供する目的で行う宅地開発事業、その他の宅地開発事業の別
- 六 工事施行者
- 七 工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
- 八 その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、設計が基準に適合すると確認したときはその旨を、適合しないと認めるときはその適合しない事項を明らかにしてその旨を文書をもって当該申請書を提出した者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、前条第2項の協議について準用する。この場合において、前2項中「申請書」とあるのは「協議書」と、前項中「申請が」とあるのは「協議が」と読み替えるものとする。

(標識の掲示)

第8条 事業主は、工事に着手した日から第12条第3項に規定する証明書の交付を受ける日までの間、当該確認に係る開発区域内の見やすい場所に、当該事業主の氏名又は名称、当該設計が基準に適合すると確認があった旨その他規則で定める事項を表示しておかなければならない。

(設計等の変更の確認)

第9条 事業主は、第7条第1項第二号から第五号までに掲げる事項を変更し、又は都市計画法第29条第2項の規定により許可を受けた開発行為に該当する宅地開発事業の開発区域の面積を1ha未満に変更しようとするときは、知事の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第6条第2項及び第3項並びに第7条第2項及び第3項の規定は、前項の確認について準用する。

(防災等の措置)

第10条 事業主及び工事施行者は、工事の施行の間は、当該工事の施行により、開発区域の周辺の地域における交通に支障を及ぼし、排水路その他の排水施設、水路及び河川の排水又は利水に支障を及ぼし、又はその周辺の地域に土砂くずれ、出水等の被害を及ぼすことのないように適切な措置を講じなければならない。

2 事業主及び工事施行者は、工事を廃止し、又は中止しようとするときは、当該工事の廃止又は中止後においてすでに施行された工事によって生ずると予想される災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(届出)

第11条 事業主は、次に掲げる場合においては、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 第7条第1項第一号若しくは第六号から第八号までに掲げる事項を変更し、又は第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき。

- 二 工事を2月以上中止し、又はその工事を再開したとき。
- 三 工事を廃止したとき。

2 第6条第1項の規定による確認に係る宅地開発事業を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(工事の検査)

第12条 事業主は、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その工事が第6条第1項の規定により確認を受けた設計（第9条第1項の規定により設計の変更の確認を受けた場合は、当該変更に係る部分については、当該変更後の設計）に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

3 知事は、前項の検査の結果工事が設計に適合していると認めた場合においては、当該工事が当該設計に適合していることを示す証明書をその工事の事業主に交付するものとする。

4 知事は、前項の規定により証明書を交付したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

(建築制限)

第12条の2 第6条第1項又は第9条第1項の確認を受けた設計に係る開発区域内の土地においては、前条第4項の公告があるまでの間は、建築物を建築してはならない。ただし、当該宅地開発事業に係る工事用の仮設建築物を建築するときその他知事が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(監督処分)

第13条 知事は、第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して工事を施行し、又は施行させている事業主又は当該工事の工事施行者若しくは工事監理者に対し、当該工事の停止を命ずることができる。

2 知事は、第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して工事を施行し、又は施行させている事業主又は当該工事の工事施行者若しくは工事監理者に対し、当該工事が基準に適合していないと認めるときは、基準に適合させるため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 知事は、第10条第2項の規定に違反して同項の規定による措置を講じていない事業主又は工事施行者に対し、相当の期限を定めて、その違反を是正するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

4 知事は、事業主が第12条第1項の規定にかかわらず同項の届出をしないときは、みずから検査を行うことができる。

5 知事は、第12条第2項又は前項の規定による検査の実施を確保するため、検査に必要な期間中開発区域内の土地に正当な理由なく立ち入ることを禁止することができる。

6 知事は、第12条第2項又は本条第4項の規定による検査の結果工事が設計に適合していないと認めた場合において、当該宅地開発事業の事業主又は工事施行者若しくは工事監理者に対し、相当の期限を定めて設計に適合するように是正することを命ずることができる。ただし、設計に適合するように是正することが困難であると認めるときは、この限りでない。

7 知事は、前項ただし書に規定する場合において、工事が基準に適合していないと認めるときは、当該宅地開発事業の事業主又は工事施行者若しくは工事監理者に対し、相当の期限を定めて、基準に適合するように擁壁又は排水施設の設置その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第14条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業主、工事施行者、工事監理者その他の関係者に対し、工事の施行状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、当該職員をして、開発区域内の土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査させることができる。

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

- 3 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、当該職員をして、宅地開発事業を施行している事業主又は工事施行者の事務所その他関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前2項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第15条 第6条第1項若しくは第9条第1項の規定により確認又は第12条の2の規定により承認を受けようとする者は、当該確認又は承認を受けようとする際別表第2に定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条第1項、第2項、第3項、第6項又は第7項の規定による知事の命令に違反した者
- 二 第13条第4項の規定による検査を妨げた事業主、工事施行者又はこれらの者の被用者

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反した事業主
- 二 第12条の2の規定に違反した事業主

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第8条の規定に違反した者
- 二 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第13条第5項の規定により立入を禁止された開発区域内の土地に故なく立入った者
- 四 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第14条第2項又は第3項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

[別表第1(第5条関係)設計基準]

1	敷地と道路の関係	開発区域内の区画された建築物の各敷地は、道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(同法第3条第一号に規定する高速自動車国道を除く。)及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。以下同じ。)に2m以上接していること。ただし、建築基準法第2条第二号に規定する特殊建築物、階数が3以上である建築物、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第116条の2第1項に定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計とする。)が1,000㎡を超える建築物の敷地が路地状の部分により道路に接する場合においては、その幅員は、予定建築物の用途、規模及び構造又はその周囲の状況により避難上及び通行の安全上支障がない場合を除き、次の表に定めるところによらなければならない。
---	----------	--

		<table border="1"> <tr> <td>路地状の部分の長さ</td> <td>路地状の部分の幅員</td> </tr> <tr> <td>15m以上25m未満</td> <td>2.5m以上</td> </tr> <tr> <td>25m以上</td> <td>3 m以上</td> </tr> </table>	路地状の部分の長さ	路地状の部分の幅員	15m以上25m未満	2.5m以上	25m以上	3 m以上
路地状の部分の長さ	路地状の部分の幅員							
15m以上25m未満	2.5m以上							
25m以上	3 m以上							
2	道路	<p>一 道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。</p> <p>二 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員 6 m以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。</p> <p>三 6 m（小区間で通行上支障がない場合は、4 m）以上の幅員の道路が予定建築物の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによるものが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で規則で定めるものが配置されているときは、この限りでない。</p> <p>四 車両の通行がひんぱんな道路にあつては、道路の両側（人又は自転車の通行がない部分については、片側）に幅員1.5m以上の規則で定める歩道が設けられ、かつ、歩道を除いた部分の道路の幅員は6 m以上であること。</p> <p>五 その他規則で定める基準に適合していること。</p>						
3	排水施設	<p>一 開発区域内の汚水及び雨水（以下「下水」という。）を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害を生じないような構造及び能力を有する排水路その他の排水施設が設けられていること。</p> <p>二 開発区域内の排水施設は、規則で定めるところにより、開発区域の規模、地形、予定建築物の用途、降水量等から想定される下水を有効に排出することができるように、管渠の勾配及び断面積が定められていること。</p> <p>三 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。</p> <p>四 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として、暗渠によって排出することができるように定められていること。</p> <p>五 その他規則で定める基準に適合していること。</p>						

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

4	造成工事	<p>一 地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。</p> <p>二 工事によって崖（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第1項に規定する崖をいう。以下同じ。）が生じる場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。</p> <p>三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（次号において「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。</p> <p>四 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。</p> <p>五 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。</p> <p>六 工事によって生じた崖面は、崩壊しないように、規則で定める基準により、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。</p> <p>七 切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、規則で定める排水施設が設置されていること。</p>
5	給水施設	<p>開発区域内における生活用水として利用できる水が次のイ及びロに該当するものでない場合においては、次のイ及びロに該当する生活用水を供給できる施設が設けられていること。</p> <p>イ 水質が衛生上適当なものであること。</p> <p>ロ 水量が当該開発区域内に居住することが予定される人口に応ずる必要量を満たすものであること。</p>
6	消防水利	<p>開発区域又はその周辺の地域に消防水利として利用できる河川、水路、池沼等がない場合においては、規則で定めるところにより、消防の用に供する水利施設等が設けられていること。</p>

備考 4の項(第一号を除く。)の規定は、開発区域に宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域を含む場合においては、当該宅地造成等工事規制区域については、適用しない。

[別表第2(第15条関係)手数料]

(略) (→第10-3章参照)

7-2 三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則

(昭和47年12月23日三重県規則第90号)

[沿革] 昭和50年10月28日三重県規則第55号、61年7月29日第44号、62年10月9日第55号、平成4年4月28日第36号、6年3月31日第67号、9年3月31日第116号、10年4月1日第35号、13年7月3日第73号、16年10月5日第67号、17年3月7日第9号、18年1月10日第5号、18年3月31日第53号、19年11月30日第65号、25年2月26日第8号、28年3月4日第9号、30年3月22日第31号、令和2年12月25日第101号、5年3月28日第28号改正

(国等とみなされる法人)

第1条 三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和47年三重県条例第41号。以下「条例」という。)

第6条第2項の規則に定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人都市再生機構
- 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 三 地方共同法人日本下水道事業団
- 四 独立行政法人空港周辺整備機構
- 五 地方住宅供給公社
- 六 土地開発公社

(設計の協議)

第2条 条例第6条第2項(条例第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議は、宅地開発事業設計(変更)協議書(第1号様式)によってしなければならない。

(確認の申請等)

第3条 条例第7条第1項に規定する申請書は、宅地開発事業設計(変更)確認申請書(第2号様式)とする。

2 条例第7条第1項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 設計説明書(第3号様式)
- 二 開発区域に含まれる土地又は建物の登記事項証明書
- 三 その他知事が必要と認める書類

3 前項に掲げる書類は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第30条第1項に係る申請書に添付する書類に準じて作成するものとする。

(工事着手の届出)

第4条 条例第6条第1項の規定による確認を受けた事業主は、工事に着手しようとするときは、あらかじめ、工事着手届出書(第4号様式)を提出しなければならない。

(確認の表示)

第4条の2 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 確認年月日及び確認番号
- 二 事業主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 開発区域の位置及び面積
- 四 工事着手及び完了予定の時期
- 五 工事施行者及び工事監理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 条例第8条の規定による開発区域内における確認の表示は、宅地開発事業設計確認済標識(第5号

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

様式) によってしなければならない。

(変更の確認申請の添付図書)

第5条 条例第9条第1項による変更の確認を受けようとする者は、第3条第1項の申請書に、同条第2項に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添付して行わなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、設計の変更のうち予定建築物の敷地の形状の変更(予定建築物の敷地の規模の増減を伴う場合にあつては、10分の1未満のものに限る。)とする。

(届出)

第6条 条例第11条第1項の規定による届出は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる届出書によってしなければならない。

条例第11条第1項第一号に規定する事項	変更した日から遅滞なく	宅地開発事業変更届出書(第6号様式)
条例第11条第1項第二号に規定する事項(工事の中止の場合に限る。)	工事を中止した日から遅滞なく	工事中止(再開)届出書(第7号様式)
条例第11条第1項第二号に規定する事項(工事の再開の場合に限る。)	工事を再開する日までに	工事中止(再開)届出書(第7号様式)
条例第11条第1項第三号に規定する事項	工事を廃止した日から遅滞なく	工事廃止届出書(第8号様式)

2 条例第11条第2項の規定による承継の届出は、当該承継した日から遅滞なく、宅地開発事業承継届出書(第9号様式)によってしなければならない。

(工事完了の届出)

第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について工事を完了した日から遅滞なく、工事完了届出書(第10号様式)によってしなければならない。

2 前項の届出書には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事項を明らかにした写真その他の資料を添付しなければならない。

擁壁工事(高さが1メートル以下のものを除く。)	(1) 根切りを完了したときの状況 (2) 基礎の配筋、厚さ及び幅 (3) 基礎設置地盤の地耐力及び基礎ぐいの耐力 (4) 壁体の配筋及び厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ (5) 裏込め碎石の厚さ (6) 水抜き穴及びその周辺の状況
切土工事及び盛土工事	(1) 切土における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの設置、土の置換えその他の措置 (2) 盛土における撒き出し及び締固めの施工状況 (3) 急傾斜面に盛土をする場合における盛土工事開始前の段切りその他の措置 (4) 地下水排除工の施工状況

排水施設工事	(1) 根切りを完了したときの状況 (2) 暗渠排水施設を敷設したときの状況
道路工事	(1) 道路を舗装する場合における路床及び路盤の施工状況 (2) 道路を舗装する場合における路盤の厚さ及び幅
給水施設工事及び貯水施設工事	(1) 根切りを完了したときの状況 (2) 底版又は床版等の配筋 (3) 給水管を敷設したときの状況
その他の工事	知事が必要と認める事項

(検査済証)

第8条 条例第12条第3項に規定する証明書は、宅地開発事業工事検査済証（第11号様式）とする。

(公告の方法等)

第8条の2 条例第12条第4項の規定による公告は、開発区域(開発区域を工区に分けたときは工区)に含まれる地域の名称、条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による確認を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び所在地)並びに工事完了年月日について、三重県公報への登載により行うものとする。

(建築承認申請)

第8条の3 条例第12条の2ただし書きの規定による承認を受けようとする者は、建築承認申請書（第12号様式）を提出しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第9条 条例第14条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証（第13号様式）とする。

(道路に関する技術的細目)

第10条 条例別表第1の2の項第三号ただし書の規則で定める道路は、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
- 二 幅員が4 m以上であること。

2 条例別表第1の2の項第四号の規則で定める歩道は、次に掲げるものとする。

- 一 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、適当な長さで街角が切り取られていること。
- 二 歩道は、縁石線又はさくその他これに類する工作物によって車道から分離されていること。

3 条例別表第1の2の項第五号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道路は、砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が付されていること。
- 二 道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠その他の適当な施設が設けられていること。
- 三 道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12%以下とすることができる。
- 四 道路は、階段状でないこと。ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。
- 五 道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。

六 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、適

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

当な長さで街角が切り取られていること。

七 歩道は、縁石線又はさくその他これに類する工作物によって車道から分離されていること。

(排水施設に関する技術的細目)

第11条 条例別表第1の3の項第二号に規定する管渠の勾配及び断面積は、10年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排水することができるように定めなければならない。

2 条例別表第1の3の項第五号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であること。
- 二 排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されていること。
- 四 管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき下水又は地下水を支障なく流下させることができるもの(公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分にあっては、その内径又は内のり幅が、20cm以上のもの)であること。
- 五 専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。)
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所
- 六 ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべます又はマンホールにあっては、密閉することができるふたに限る。)が設けられていること。
- 七 ます又はマンホールの底には、専ら雨水その他地表水を排除すべますにあっては深さが15cm以上の泥溜めが、その他のます又はマンホールにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインパルトが設けられていること。

(造成工事に関する技術的細目)

第12条 条例別表第1の4の項第六号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超える崖又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超える崖の崖面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次のイ又はロに該当するものの崖面については、この限りでない。
 - イ 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	軟岩（風化の著しいものを除く。）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
擁壁を要しない勾配の上限	60度	40度	35度
擁壁を要する勾配の下限	80度	50度	45度

ロ 土質がイの表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5m以内の部分。この場合において、イに該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、イに該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

二 前号の規定の適用については、小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し、30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖を一体のものとしてみなす。

三 第一号の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の保全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、適用しない。

四 開発行為によって生ずる崖の崖面は、擁壁でおおう場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

五 擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。

イ 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。

ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

ハ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

ニ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

六 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、水抜穴が設けられ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。

七 開発行為によって生ずる崖の崖面をおおう擁壁で高さが2mを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第7章の8の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

2 条例別表第1の4の項第七号の規則で定める排水施設は、その管渠の勾配及び断面面積が、切土又は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算出した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設とする。

（消防水利に関する技術的細目）

第13条 条例別表第1の6の項に規定する消防水利は、次の各号に適合するものとする。

一 常時貯水量が40m³以上又は取水可能量が毎分1m³以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものであること。

二 地盤面からの落差が4.5m以下であること。

三 取水部分の水深が0.5m以上であること。

四 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

五 常時使用できるものであること。

六 開発区域内のすべての防火対象物について、それぞれ140m以内の範囲に1以上の消防水利が配置されていること。

2 条例別表第1の6の項に規定する消防の用に供する水利施設等は、前項各号に適合するものであって、次に掲げるものとする。

- 一 消火栓
- 二 防火水そう
- 三 プール
- 四 池
- 五 井戸

(その他の技術的細目)

第14条 第10条から前条までに定めるもののほか、条例別表第1に掲げる事項の技術的細目は、知事別に定める。

(書類の提出部数及び経由)

第15条 条例又はこの規則の規定により提出する協議書、申請書又は届出書(以下「申請書等」という。)の提出部数は次の表のとおりとし、当該申請書等に係る開発区域を管轄する市町の長を経由して提出しなければならない。

申請等の種類	書類の提出部数	
	建設事務所案件	本庁案件
(1) 条例第6条第1項の規定による設計の確認	正本1部、副本2部。ただし、申請に係る区域が2以上の市町にわたるときは、副本は開発区域が存する市町(三重県の事務処理の特例に関する条例(平成12年三重県条例第2号)別表第2第34号の項の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町(以下「事務処理市」という。)を除く。)の数に1を加えた部数とする。	正本1部、副本3部。ただし、申請に係る区域が2以上の市町にわたるときは、副本は開発区域が存する市町(事務処理市を除く。)の数に、開発区域に存する市町(事務処理市を除く。)を所管する建設事務所の数を加え、さらに1を加えた部数とする。
(2) 条例第6条第2項の規定による協議		
(3) 条例第9条第1項の規定による設計の変更の確認		
(4) 条例第11条の規定による届出		
(5) 条例第12条の2の規定による建築等承認の申請		
(6) 第4条の規定による工事着手の届出		
(7) 第7条第1項の規定による工事完了の届出		

備考 この表において「建設事務所案件」とは、三重県事務決裁及び委任規則(平成14年三重県規則第36号)別表第1県土整備部建築開発課の表第13号の項の事務において、地域機関の決裁区分となるものを、「本庁案件」とは、本庁の決裁区分となるものをいう。

2 前項の規定により申請書等を受理した市町の長は、当該申請書等を当該市町を管轄する建設事務所の長に送付しなければならない。

(事務処理の権限を移譲された市町における特例)

第16条 開発区域が事務処理市内に存する場合は、次のとおりとする。

- 一 第8条の2の規定にかかわらず、公告の方法は、当該事務処理市の定めるところにより行うものとする。
- 二 前条第1項の規定にかかわらず、申請書等の提出部数は、正本1通及びその写し1通とする。

7-3 申請様式

				書類の提出部数
条例第6条2項	規則第2条	宅地開発事業設計(変更)協議書	第1号様式	3部(但し、開発区域が事務処理市(注1)にある場合は2部)
条例第6条1項	規則第3条	宅地開発事業設計(変更)確認申請書	第2号様式	
		設計説明書	第3号様式	
	規則第4条	工事着手届出書	第4号様式	
条例第8条	規則第4条の2	宅地開発事業設計確認済標識	第5号様式	
条例第11条	規則第6条	宅地開発事業変更届出書	第6号様式	
		工事中止(再開)届出書	第7号様式	
		工事廃止届出書	第8号様式	
		宅地開発事業承継届出書	第9号様式	
条例第12条	規則第7条	工事完了届出書	第10号様式	
条例第12条の2	規則第8条の3	建築承認申請書	第12号様式	

(注) 2以上の市町等の区域にわたる場合は、規則第15条の表に定める部数とする。

(注1) 令和6年1月4日現在、津市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

第1号様式（第2条関係）

宅地開発事業設計（変更）協議書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地
 事業主 名称
 代表者氏名
 住所又は所在地
 連絡先 氏名又は名称
 担当者名
 電話及びファクシミリ

三重県宅地開発事業の基準に関する条例第6条第2項（第9条第2項）の規定により、次のとおり協議をします。

開発区域の位置						開発区域面積	m ²	
工事の着手予定及び完了予定の時期		着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日			
敷地の区画数		区画		予定建築物の用途				
自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別		自己居住用		自己業務用		その他のもの		
工事 施行者	住所							
	氏名又は名称及び代表者氏名							
設 計	道 路	路線名	幅員	延長	面積	路面の種類	開発区域外への接続先の名称	
			m	m	m ²			
計	排水施設	番号	種類	形状	材料	内径又は内のり寸法	延長	放流先の名称
						mm	m	
の	地盤の改良	地盤の状況		地盤の軟弱な部分の面積		地盤の改良の方法		
				m ²				
概	崖面の保護の方法	崖の番号		崖面の保護の方法				
要	擁 壁	番号	構造		高さ	延長		
			造		m	m		
要	給水施設	種類	形状	材料	内径又は内のり寸法	延長	取水の方法	
					mm	m		
要	消防水利	種類	能 力					
			常時貯水量	m ³ 地盤面からの落差		m		
			取水可能量	m ³ /分 取水部分の水深		cm		

受 付 印 欄	※建設事務所	※市町

※受付番号	年 月 日 第 号
※（変更）確認の年月日及び番号	年 月 日 第 号

（規格A4）

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

添付書類（図面等）に○印を付けること。		
	市町長の意見書（事務処理市を除く。）	(18) 汚水施設計画平面図
(1)	設計説明書（自己居住用を除く。）	(19) 給水施設計画平面図（自己居住用を除く。）
(2)	地番表（3筆以上の場合）	(20) 崖断面図
(3)	消防協議の経過を示す書面	(21) 擁壁断面図
(4)	申請区域外の工事施行許可書等	(22) 防火水槽構造図
(5)	土地（建物）登記事項証明書	(23) 排水施設構造図
(6)	地籍図（公図）の写し	(24) 流末水路構造図
(7)	開発区域位置図	(25) 道路計画平面図（自己居住用を除く。）
(8)	開発区域区域図	(26) 道路計画縦断面図（自己居住用を除く。）
(9)	現況図	(27) 道路断面図（自己居住用を除く。）
(10)	地籍図（公図）集合図	(28) 排水計画縦断面図（自己居住用を除く。）
(11)	求積図（全体及び各公共施設）	(29) 構造計算書（又は建築確認済証（写し））
(12)	実測図に基づく公共施設の新旧対照図	(30) 安定計算書
(13)	土地利用計画図	(31) 予定建築物の図面（平面図・立面図）
(14)	造成計画平面図	(32) その他知事が必要と認める書類
(15)	造成計画断面図	
(16)	土工定規図	
(17)	雨水施設計画平面図	

- 備考1 宛先は、三重県の事務処理の特例に関する条例の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町にあっては当該市町の長とすること。
- 2 「予定建築物の用途」欄は、住宅、店舗併用住宅、事務所、共同住宅、工場、劇場、公会堂、病院、学校、マーケット、倉庫等の区別を記入すること。
 - 3 「路面の種類」欄は、砂利敷、アスファルト舗装、コンクリート舗装等の区別を記入すること。
 - 4 排水施設の「種類」欄は、側溝、街渠、集水ます、マンホール、管渠、排水樋門、排水水門等の区別を記入すること。
 - 5 「地盤の状況」欄は、地盤の土質を記入し、「地盤の改良の方法」欄は、土の置換え、水抜き等の措置を記入すること。
 - 6 「崖面の保護の方法」欄は、擁壁でおおわない崖面について石張り、芝張り、モルタル吹付け等の措置を記入すること。
 - 7 擁壁の「構造」欄は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造等の区別を記入すること。
 - 8 給水施設の「種類」欄は、給水管、給水タンク等を記入し、「取水の方法」欄は、市町の上水道、簡易水道、井戸等の区別を記入すること。
 - 9 消防水利の「種類」欄は、消火栓、防火水そう、プール、河川、池等の区別を記入すること。
 - 10 変更協議の場合は、変更のある部分について該当欄に変更前の内容と変更後の内容を対照して記入（変更後の内容については、朱書による。）し、下欄も記入すること。なお、「当初確認日及び番号」欄は、変更協議を行っている場合は、空欄に括弧書きで最終変更確認年月日及び番号も併せて記入すること。
 - 11 協議後に設計の変更等が生じた場合に提出する書類中「確認日及び番号」欄は、表面の「(変更) 確認の年月日及び番号」欄に記載された内容を記入すること。

変更の場合	当初確認日及び番号	年 月 日 第 号
	変更の理由	

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

第2号様式（第3条関係）

宅地開発事業設計（変更）確認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

事業主 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

三重県宅地開発事業の基準に関する条例第6条第1項（第9条第1項）の規定により、次のとおり確認の申請をします。

開発区域の位置				開発区域 面積				m ²
工事の着手予定及び 完了予定の時期		着手予定 年月日	年 月 日	完了予定 年月日	年 月 日			
敷地の区画数		区画		予定建築物の用途				
自己の居住の用に供するもの、自己の業務 の用に供するもの、その他のもの別		自己居住用		自己業務用		その他のもの		
工 事 施 行 者	住 所							
	氏名又は名称 及び代表者氏名							
設 計	道 路	路線名		幅員	延長	面積	路面の種類	開発区域外への接続先の名称
				m	m	m ²		
計	排 水 施 設	番号	種類	形状	材 料	内径又は内のり寸法	延長	放流先の名称
						mm	m	
の	地盤の改良	地盤の状況		地盤の軟弱な部分の面積		地盤の改良の方法		
				m ²				
概	崖面の保護 の方法	崖の番号		崖 面 の 保 護 の 方 法				
要	擁 壁	番号	構 造		高 さ		延 長	
			造		m		m	
要	給水施設	種類	形状	材 料	内径又は内のり寸法		延長	取水の方法
					mm		m	
要	消防水利	種類	能 力					
			常時貯水量		m ³ 地盤面からの落差		m	
		取水可能量		m ³ /分 取水部分の水深		cm		

受 付 印 欄	※建設事務所	※市町

※受付番号	年 月 日 第 号
※（変更）確認の年月日及び番号	年 月 日 第 号

（規格A4）

証 紙 貼 付 欄 (手数料は正本のみ) (事務処理市においては当該市町の定める納付方法による。)			
1) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	2) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	3) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	4) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕
5) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	6) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	7) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	8) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕
手 数 料 額		円	
添付書類（図面等）に○印を付けること。			
	市町長の意見書（事務処理市を除く。）		(18) 汚水施設計画平面図
	(1) 設計説明書（自己居住用を除く。）		(19) 給水施設計画平面図（自己居住用を除く。）
	(2) 地番表（3筆以上の場合）		(20) 崖断面図
	(3) 消防協議の経過を示す書面		(21) 擁壁断面図
	(4) 申請区域外の工事施行許可書等		(22) 防火水槽構造図
	(5) 土地（建物）登記事項証明書		(23) 排水施設構造図
	(6) 地籍図（公図）の写し		(24) 流末水路構造図
	(7) 開発区域位置図		(25) 道路計画平面図（自己居住用を除く。）
	(8) 開発区域区域図		(26) 道路計画縦断面図（自己居住用を除く。）
	(9) 現況図		(27) 道路断面図（自己居住用を除く。）
	(10) 地籍図（公図）集合図		(28) 排水計画縦断面図（自己居住用を除く。）
	(11) 求積図（全体及び各公共施設）		(29) 構造計算書（又は建築確認済証（写し））
	(12) 実測図に基づく公共施設の新旧対照図		(30) 安定計算書
	(13) 土地利用計画図		(31) 予定建築物の図面（平面図・立面図）
	(14) 造成計画平面図		(32) その他知事が必要と認める書類
	(15) 造成計画断面図		
	(16) 土工定規図		
	(17) 雨水施設計画平面図		

備考1 第1号様式の備考の1から9までの規定による。

- 2 変更申請の場合は、変更のある部分について該当欄に変更前の内容と変更後の内容を対照して記入（変更後の内容については、朱書による。）し、下欄も記入すること。なお、「当初確認日及び番号」欄は、変更確認を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終変更確認年月日及び番号も併せて記入すること。

変 更 の 場 合	当初確認日及び番号	年 月 日	第	号
	変更の理由			

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

第3号様式（第3条関係）

設 計 説 明 書

設 計 の 方 針							
工 区 計 画	工 区 の 名 称	工 区 面 積		工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	工 事 の 完 了 予 定 年 月 日		
		㎡		年 月 日	年 月 日		
		㎡		年 月 日	年 月 日		
		㎡		年 月 日	年 月 日		
土 地 の 現 況	宅 地	農 地	山 林	そ の 他	計		
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
	%	%	%	%	100 %		
土 地 利 用 計 画	建築物の敷地 〔公益的施設に 係る建築物の 敷地を除く。〕	公共施設用地	公益的施設の敷地	そ の 他	計		
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
	%	%	%	%	100 %		
整 公 備 共 計 施 画 の 設	道路の用地	排水施設 の用地	給水施設 の用地	消防水利施 設の用地	公園等 の用地		計
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	%	%	%	%	%	%	100 %

- 備考1 この設計説明書は、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）について作成すること。
 2 「設計の方針」欄は、設計に関し特に留意したことを記入すること。
 3 「公共施設用地」の欄は道路、排水施設、給水施設、消防水利施設、公園等の用地について記入すること。

(規格A4)

第4号様式（第4条関係）

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地
事業主 氏名又は名称
及び代表者氏名

住所又は所在地
連絡先 氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

確認日及び番号	年 月 日 第 号		
開発行為の場所			
工 期	着 手 年 月 日	年 月 日	別紙工事工程表のとおり
	完了予定年月日	年 月 日	
連 絡 先	担当者		電話
夜 間 連 絡 先	担当者		電話
工 事 施 行 者	住 所 氏名又は名称 担当者		電話
設 計 者	住 所 名 称 担当者		電話
他法令の許可等の状況			
備 考			

備考1 「確認日及び番号」欄は、変更確認を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更確認年月日及び番号も併せて記入すること。

2 工程表、捨土、又は補足土（搬入土）がある場合、その計画書を添付すること。

受 付 印 欄	※建設事務所	※市町
------------------	--------	-----

（規格A4）

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

第5号様式(第4条の2関係)

宅地開発事業設計確認済標識

確認年月日		年	月	日	確認番号	第	号
事業主	住 所						
	氏名又は名称 及び代表者氏名						
開発区域の位置及び面積		位 置				面 積	m ²
工事の着手及び 完了予定の時期		着 手 年月日	年	月	日	完了予定 年月日	年 月 日
工 事 施行者	住 所						
	氏名又は名称 及び代表者氏名						

← 90 cm以上 →

↑ 80 cm以上 ↓

第6号様式（第6条関係）

宅 地 開 発 事 業 変 更 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地
事業主 氏名又は名称
及び代表者氏名

住所又は所在地
連絡先 氏名又は名称
担 当 者 名
電話及びファクシミリ

三重県宅地開発事業の基準に関する条例第11条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

確認日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の場所	
変更に係る事項	(変更前)
	(変更後)
変更(予定)年月日	年 月 日
変更の理由	

備考 「確認日及び番号」欄は、変更確認を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更確認年月日及び番号も併せて記入すること。

受 付 印 欄	※建設事務所	※市町

(規格A4)

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

第7号様式（第6条関係）

工 事 中 止（再 開）届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地
事業主 氏名又は名称
及び代表者氏名

住所又は所在地
連絡先 氏名又は名称
担 当 者 名
電話及びファクシミリ

三重県宅地開発事業の基準に関する条例第11条第1項第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

確 認 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
開 発 行 為 の 場 所			
工 事 施 行 者	住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名		
工 期		中 止 前 の 工 期	再 開 後 工 期
	着 手 日	年 月 日	(再開日) 年 月 日
	完 了 予 定	年 月 日	年 月 日
工 事 中 止（予 定）期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日(月)間		
中 止（再 開）の 理 由			
中 止 期 間 中 の 措 置			
備 考			

備考1 「確認日及び番号」欄は、変更確認を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更確認年月日及び番号も併せて記載すること。

2 「連絡先」欄及び「中止期間中の措置」欄は中止時のみ、「再開後工期」欄及び「工事施行者」欄は再開時のみ記入すること。

3 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 現況図
- (3) 中止期間中の措置が分かる防災計画図等
- (4) その他知事が必要と認める書類

受 付 印 欄	※建設事務所	※市町

(規格A4)

第8号様式（第6条関係）

工 事 廃 止 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地
事業主 氏名又は名称
及び代表者氏名

住所又は所在地
連絡先 氏名又は名称
担 当 者 名
電話及びファクシミリ

三重県宅地開発事業の基準に関する条例第11条第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

確 認 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
開 発 行 為 の 場 所	
工事廃止に係る地域の面積	
廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

備考1 「確認日及び番号」欄は、変更確認を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更確認年月日及び番号も併せて記入すること。

2 工区廃止した場合は、当該工区の廃止届を提出すること。

受 付 印 欄	※建設事務所	※市町

(規格A4)

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

第9号様式（第6条関係）

宅地開発事業承継届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地
事業主 氏名又は名称
及び代表者氏名

住所又は所在地
連絡先 氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

三重県宅地開発事業の基準に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の場所	
被承継者	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 電話
承継年月日	年 月 日
承継の原因	

備考 「確認日及び番号」欄は、変更確認を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更確認年月日及び番号も併せて記入すること。

受 付 印 欄	※建設事務所	※市町

(規格A4)

第10号様式（第7条関係）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

三重県知事

宛て

住所又は所在地
事業主 氏名又は名称
及び代表者氏名

住所又は所在地
連絡先 氏名又は名称
担 当 者 名
電話及びファクシミリ

三重県宅地開発事業の基準に関する条例第12条第1項の規定により、宅地開発事業に関する工事（確認番号 年
月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は記入しないこと。

受 付 印 欄	※建設事務所	※市町

(規格A4)

7 三重県宅地開発事業の基準に関する条例

第12号様式（第8条の3関係）

建築承認申請書

三重県証紙
貼付欄

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地
事業主 氏名又は名称
及び代表者氏名

住所又は所在地
連絡先 氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

三重県宅地開発事業の基準に関する条例第12条の2の規定により、次のとおり建築承認の申請をします。

確認日及び番号	年 月 日 第 号	
建築物を建築しようとする土地の所在地及び面積	所在地	
	面積	m ²
予定建築物の用途		
建築しようとする建築物の種別		
条例第12条第4項に規定する公告前に建築物を建築しなければならない理由		

備考1 「確認日及び番号」欄は、変更確認を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更確認年月日及び番号も併せて記入すること。

2 三重県証紙は、貼付欄が足りない場合は裏面に貼付すること。また、三重県証紙は、申請者において消印しないこと。

3 「建築しようとする建築物の種別」欄は、新築、改築、増築又は移転の別を記入してください。

4 次に掲げる図面を添付してください。

- (1) 建築物の位置図（縮尺3,000分の1以上のもの）
- (2) 建築物の配置図（縮尺50分の1から300分の1までのもので、方位及び周辺の状況を示すもの）
- (3) 建築物の各階平面図（縮尺50分の1から300分の1までのもの）
- (4) 建築物の立面図（縮尺50分の1から300分の1までのもので、2面以上の外観、意匠等を記載したもの）

受 付 印 欄	※建設事務所	※市町

(規格A4)